滞在地(避難先)での不在者投票

避難などで遠方に住んでいる人は、滞在地(避難先) の市区町村で不在者投票ができます。

■不在者投票期間

11月1日(金)~9日(土)

■時間・場所

投票所などについては、最寄りの選挙管理委員会に 問い合わせてください。なお、県外の避難先市区町村 の選挙管理委員会で投票できる日時は、原則として平 日(土・日曜日・祝日を除く)の8時30分から17時ま でとなるので、注意してください。詳しくは、最寄り の選挙管理委員会に確認してください。

投票用紙請求から投票まで

①投票用紙などを請求

投票できる人に「選挙のお知らせ」を発送します。同 封の「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、返信用 封筒(浪江町選挙管理委員会事務局宛て)に入れ、郵 送してください。

※投票用紙などの請求は10月31日(木)以前からでき ます。ただし、不在者投票用紙は11月1日(金)から 発送します。

※電子メールおよびFAXで請求はできません。

- ※「請求書兼宣誓書」は、町ホームページからもダウ ンロードできます。
- ※期日前投票と不在者投票は異なります。浪江町が設 置する投票所で期日前投票する人は、請求する必要 はありません。

②投票用紙などを受領

自宅などに、投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封 筒)、不在者投票証明書が同封されたレターパックが 郵送されます。なお、投票用紙などが入った透明の封 筒の開封、および、自宅などでの投票用紙への記載は 絶対にしないよう注意してください。

③滞在地(避難先)の市区町村で投票

最寄りの市区町村選挙管理委員会に、受領したレ ターパック(投票用紙など同封)を持参し、市区町村 選挙管理委員会が指示する場所で投票してください。 詳しくは、投票する最寄りの選挙管理委員会に問い合 わせてください。

※投票した用紙は、浪江町選挙管理委員会事務局に郵 送されます。なお、投票日当日の19時までに浪江町 選挙管理委員会事務局に届かない場合は無効となり ますので、余裕を持って投票してください。

また、不在者投票用紙の交付を受けた後に、「投票日 当日の投票」または「期日前投票」をする場合は、 投票用紙などを返還する必要があるため、受領した レターパック(投票用紙など同封)を投票所に必ず 持参してください。

を忘れずに 投票所入場券(はがき

き

場合でも、本人確認をした上場券を持たずに投票所に来た 受付に申し出てください で投票できるので、 人場券がない (届かない)、入 なお 入場券を紛失した、 本人確認をした上 投票所の

不在者投票の請求をした人

くよう発送する予定です。です。10月31日(木)ごろに届投票所入場券は「はがき」

者投票はできないので、注所入場券(はがき)では不在にも送付されますが、投票 意してください が、

選挙公報の配布

付された郵便物が変更前の避難

されます。転送期便物が、現在の避の避難先宛てに送

選挙公報は、

月8日(金)

難先に転送されます。

選挙のお知らせの発送

委員会事務局まで問い合わせ届かない場合は、選挙管理 18日(金)ごろに届くよう発送「選挙のお知らせ」は、10月 届かない る予定です。

避難先を変更した人は、郵

に問い合わせてくださ

使局に転居届を出すことによ

てくださ

までに届くよう発送する予定

委員会事務局まで問い合わせ届かない場合は、選挙管理

ている人は、すで よう、 間は1 ください の上、 期間に空白が生じな 年間です すでに転居届を出し | 転送期間を確認 転居届を出

開票所

所 ●場 浪江町地域スポーツセンター (浪江町大字権現堂字下馬洗田5-2)

開始時間 20時30分

※開票を参観する人は、係員の指示に 従い、所定の場所で参観してくださ 110

11月10日(日)は

11月10日(日)は、福島県議会議員一般選挙の投票日です。 この選挙は、私たちの意見や要望を県政に反映させるための 代表者を選ぶ大切な選挙です。自分の意志と主張で、私たちの 代表に最もふさわしい人を選びましょう。

問選挙管理委員会事務局(総務課内) № 0240(34)0235

役場の 有する旨 ます。 す する 員一般選挙の投票はできません。 に転出した人は、 する旨の証明書」 なお、 住民登録窓口で発行 「引き続き県内に住所を 投票する前に福島県外 の証明書」は、 福島県議会議 が必要になり 売 市町村

県内の他の市 とができます した人は、 投票する際は、 「引き続き県内に住所を有票する際は、市町村が発行 浪江町で投票するこ 中町村に住民票を移 7月31日以降に福島

不在者投票とでの

の管理者に確認しす。詳しくは、定 に入院(入所)していて、投票日指定した病院・老人ホームなど都道府県の選挙管理委員会が 院先などで不在者投票ができま 当日に投票に行けない 認してください。病院・施設など 人は、入

(平成13年11月11日までに生

満18歳以上の

まれた人)

日本国民である

きます 行けない人は、期日前投票日に用事があり

を受けていて有効期限が経過して有効期限があります。すでに交付

早めに更新手続をして

なお、「郵便等投票証明書」には

事前に交付を受けてください

詳しくは、後日送付する「選挙の 場所および期日前投票日時など、 書」を提出することで、 お知らせ」で確認してください 票ができます。 ない理由などを記入した「宣誓 の上、期日前投票所に来てくだ投票所入場券(はがき)を持参 投票日当日に投票に行 期日前投票所の

期日前投票を投票日に用事のある人は

便等投票証明書」

が必要となるの

この制度を利用する場合は、

期日前投票がで 投票に

●令和元年7月30日までに浪江町の住民基本台帳に登き浪江町の住民基本台帳に登まる。

※転出した人

令和元年7

期日前投 ください。

身体障害者手帳		障害の程度			
障害名		1級	2級	3級	
両下肢、体幹、移動機能の障害		0	0		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、	直腸、小腸の障害	0	_	0	
免疫、肝臓の障害		0 0		0	
粉/传点之子框	陪中の担 度				

戦傷病者手帳	障害の程度					
障害名	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
両下肢、体幹の障害	0	0	0			
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、肝臓の障害	0	0	0	0		
介護保険の被保険者証	要介護状態区分		要ź	要介護5		

投票所入場券(はがき)を持参

江町の選挙

次の要件の全てに該当し、

人名簿に登録されての全てに該当し、浪

る人です

投票できる人

票所の場所および投票時間など、 投票所に来てください 一で確認してくだ、後日送付する一 ださい。

大切な1票、忘れず投票

示日当日に投票する人は

郵便などによる不在者投票 身体などに次の障が 11 いのある

広報なみえ 2019.10.1

定の

定の人については代理記載ができできる制度があります。また、特

などは、

郵便などで不在者投票が